

大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答 申 第 1 8 号)

平 成 25年 10月 10日

平 成 25年 12月 6日訂正

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書非公開決定については、請求のあった公文書を保有しているとは認められないため、実施機関の判断どおりとする。

第2 異議申立ての経過

1 公開請求

平成25年3月8日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の公文書の公開を請求した。

特定地番付近、閲覧に付す境界確定線の

- ① 民地側地番とその所有者、署名押印のある境界確定協議書
- ② 官地側地番と大津市の所有権を表す登記簿謄本

2 実施機関の決定

平成25年3月25日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として「特定地番付近、閲覧に付す境界確定線の①民地側地番とその所有者、署名押印のある境界確定協議書(以下「本件公文書1」という。) ②官地側地番と大津市の所有権を表す登記簿謄本」(以下「本件公文書2」という。)を特定のうえ、本件公文書の非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公文書の公開をしない理由を「当該公文書については存在しないため。」と付して異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成25年3月27日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

決定を取消し、請求文書を公開せよというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容、並びに異議申立人の意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 大津市では平成23年度中に境界に関する文書を電子化し、平成24年度以降、官民境界線を記載した当該確定図を公開システムから取り出して交付するが、確定図は官民境界協議を行った成果であり、請求する文書を電子化したか否かは別に、存在しなければ確定図の公開はできない。公開するのであるならば、その根拠であるものは、裏づけが必要である。原本がないものは、これ自体公開ができない。
- 2 官民境界確定協議書の確定図のみが一人歩きすることはない。異議申立人が公開請求する

公文書は、平成25年3月8日、大津市が窓口で閲覧に付した確定図の属する官民境界確定協議書の一切である。仮にこれが「昭和49年7月11日付で確定した道路境界査定」なら、大津市は既に「申請者〇〇霊苑(株)の道路境界査定は存在しない」、また「申請者が〇〇霊苑(株)と異なる」ことを理由に公開決定処分を取消したはずである(平成23年8月23日付大津市指令建路第151-1、2号)。これについて当審査会は当審査会答申第14号(平成25年3月18日答申)で昭和49年7月9日付けで起案のなされた「市道大517号の境界査定について(伺い)」と題する起案書の写し(以下「起案文書甲」という。)の存在を認めており、コピーは第三者の手が加わらない原本と同じであり、カラーコピー等を取りながら、原本の不存在を理由に非公開とすることは許されず起案文書甲を公開すべきである。

- 3 何より大津市が確定したと云う昭和49年7月11日において、特定地番の枝番は、分筆されておらず、その中に里道(国有地)が存在するが大津市の所有する土地は存在しない。つまり大津市と申請者は官民境界確定協議書の当事者になれないのである。本件は保安林を無断転用した道路敷を、大津市が国有地の管理者滋賀県知事の官を装い、一方申請者は民地の所有者を装い、両者が共謀して捏造確定図を作成、それを法務局に持ち込んで市道敷を里道(国有地)が如く虚偽登記したので、大津市は虚偽登記事実をもって「市道敷は公図からして無番地で、保安林でない」と主張、今日まで森林法違反を逃れた反社会的な地方公共団体である。
- 4 大津市が官民境界協議書の捏造を認めたのは平成23年8月であり、電子化した情報を公開したのは平成24年度であり、当審査会が調査したのは平成24年10月である。大津市は内容虚偽の公文書であることを知りながら、公開システムで確定図を「官民境界協議を行った時点の確定図」として市民の閲覧に付していたのである。
- 5 道路境界査定願及びそれを受けての申請者に対する確認については、土地の所有者の登記簿謄本若しくは抄本が添付されているはずであり、その登記簿抄本を請求している。また、土地の所有者が申請人でなければならない。官地は、大津市の所有する土地が民地に隣接していなければならないが、昭和48年から49年当時、大津市は土地を所有しておらず、里道という国有地が隣接している。国有地の管理者は、当時は滋賀県であり、官民境界の官を大津市が偽って行った話である。
- 6 平成22年12月21日付で公文書公開請求した土地所有者である「申請者 〇〇霊苑(株)の道路境界査定は、存在しないため。」という形で公文書部分公開決定を取消しているが、図面を一般の市民に閲覧させ、コピーを交付している。また、公開している図面が真正なものか否か審議いただきたい。
- 7 元々袋とじされているはずの公文書が1枚だけで、あとのものが存在しないはずはない。
- 8 道路境界査定願が行政用語であるのか、ないのか知らないが、査定願と言っているのに確定協議、土地の所有権の範囲を表す協議になることがない。官民境界は、協議して定めるもの。協議成立したことを言う。まるっきり違っている言葉を大津市が使っていること自体が考えられない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のと

おりである。

- 1 異議申立人が求めているのは、昭和49年7月11日付けで確定した特定地番の道路境界査定
のことである。
- 2 道路境界査定の原本は現在所在不明であり、路政課執務室、附属書庫、部局倉庫等をくまなく
調査したが、所在は明らかにならなかった。
- 3 道路境界査定の原本が現在所在不明であることを異議申立人は既に知っており、公文書公開
請求時に原本がない書類については、非公開になる旨を伝えている。
- 4 異議申立人が求める本件公文書1は、存在しない。
- 5 本件公文書2については、平成25年3月13日に異議申立人に確認したところ、現在の登記簿
謄本ではなく、昭和49年7月11日付け確定した道路境界査定時の添付または関係書類として保
存されている官地側地番と大津市の所有権を表す登記簿謄本であるとのことから、請求のあった
公文書については存在しない。
- 6 協議書原本は、保有しておらず、昭和49年7月9日付け起案の一部、コピーとして保存してい
る。
- 7 異議申立人が主張する、「申請者が〇〇霊苑(株)と異なる」ことを理由に公開決定処分を取消
した(平成23年8月23日付大津市指令建路第151-1、2号)部分公開決定取消通知及び非公
開決定通知については、異議申立人が請求されたのは、「申請者〇〇霊苑(株)の道路境界査
定」であった。申請が〇〇霊苑(株)の代理人個人名でされており、異議申立人から「〇〇霊苑
(株)が申請したものでない」との申し出があったことから、〇〇霊苑(株)が申請人となった道路境
界査定はないとして、部分公開を取消し、非公開とした。
- 8 起案の写しについては、コピーがあることを前提に情報公開することは可能であり、捏造を認め
たものではない。境界確定協議書の原本は、現在保有していないが、境界確定されておりコピー
が存在することから、境界情報として境界確定協議にかかるとの地図について情報提供している。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、担当課の窓口において電子情報機器端末により閲覧に供している特定地番付近の市道等との境界確定に関する図面における①民地側地番とその所有者、署名押印のある境界確定協議書の原本及び②昭和49年当時の官地側地番と大津市の所有権を表す登記簿謄本である。

異議申立人は、大津市では、境界に関する文書を電子化し、官民境界線を記載した当該境界確定図を公開システムから取り出して交付するが、境界確定図は官民境界協議を行った成果であり、請求する文書を電子化したか否かは別に、存在しなければ境界確定図の公開はできないと主張し、さらに公開請求する公文書は、平成25年3月8日、異議申立人が担当課窓口にて閲覧した境界確定図における官民境界確定協議書の一切であると主張する。また、昭和49年7月9日付けの「起案文書甲」について、コピーは第三者の手が加わらない原本と同じであり、カラーコピー等を取りながら、原本の不存在を理由に非公開とすることは許されず「起案文書甲」を公開す

べきであるとしている。

これに対して実施機関は、異議申立人が求めているのは、昭和49年7月11日付けで確定した特定地番における道路境界査定の原本のことであるとしている。また、実施機関の説明によれば、道路境界査定の原本は現在所在不明であり、路政課執務室、附属書庫、部局倉庫等をくまなく調査したが、所在は明らかにならなかったとしている。

実施機関は、本件異議申立てに関係する公文書で、現に保有しているものとして、「市道幹2017号線(大517号線)」と題する簿冊等を当審査会に対して提示した。当審査会では、異議申立人、実施機関双方の主張を検討したうえ、関係簿冊の調査及び審議を行った。

2 公文書の存否について

実施機関への聴取において、まず市道等における境界確定に関する情報の閲覧方法について確認した。担当課では、境界情報として境界確定された図面等の電子データを電子情報機器へ入力し、担当課窓口を設置している電子情報機器端末の画面にて閲覧に供している。また、写しが必要な際は、必要部分を紙に出力して手数料を徴したうえで交付している。通常、入力される境界情報等は、原本であるが、当該特定地番付近の境界情報については、原本が所在不明であるため、現存する資料を電子データとして入力していることが確認された。また、昭和40年代から昭和50年代にかけて、「官民境界確定協議」を「道路境界査定」として事務を行っていたことが確認された。

本件公文書1及び2については、当審査会答申第14号(平成25年3月18日答申)における審議において、本件道路境界査定原本その他の本件公文書1及び2に該当する可能性のある公文書が現実に存在していないことを確認するため、実施機関が当審査会に対して提示した関係書類をまとめた簿冊を検認したが、この中に本件公文書1及び2に該当する公文書は存在しなかった。また、当審査会委員が現地の書庫等の調査を行ったが、本件公文書1及び2に該当する公文書を発見することはできなかった。また、今回の審議においても、実施機関より提示された関係書類を当審査会で再度検認したが、本件道路境界査定原本及び昭和49年当時の登記簿謄本その他の本件公文書1及び2に該当する公文書を発見することはできなかった。実施機関からの聴取と当審査会が調査確認した状況から、本件公文書1及び2について、所在不明である事実を認めざるを得ないと考えらる。

また、異議申立人は、昭和49年7月9日付けの「起案文書甲」を公開すべきであると主張しているが、この点については、公文書公開請求時に請求されておらず、異議申立ての段階で新たに主張された文書であるので、当審査会は、当該文書を判断の対象としない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、上記1から2までにおいて説明したもの以外にも、種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 4月19日	諮問書の受理
平成25年 7月25日	異議申立ての概要説明 異議申立人からの意見陳述 実施機関からの事情聴取 調査 審議
平成25年 8月29日	審議
平成25年 9月26日	審議
平成25年10月10日	答申
平成25年12月 6日	答申の訂正